

こんにちは。金海市家族センターからのお知らせです。

今年実施される「多文化家族児童対象 教育活動費支援事業」についてご案内いたします。

対象となる方は、金海市家族センター（本所）へご来館のうえ、お申し込みください。

1. 申請対象者：教育給付金制度を利用していない、基準中位所得100%以下の多文化家族の
7～18歳の児童（2008年1月1日～2019年12月31日生まれ）

※申請期間終了後、選定基準に基づき最終対象者を選定します。

2. 申請期間：2026年6月1日（月）～6月30日（火）

3. 申請方法：

必要書類をご準備の上、金海市家族センター（本所）に直接お越しいただき、申請してください。
※身分証明書を持参してください。

6月1日（月）～6月12（金）の2週間は、申請者の出生年の末尾に応じて、偶数日と奇数日に分けて受付を行います。

6月15日（月）以降は、出生年に関わらずどなたでも訪問・申請が可能です。

4. 受付時間：

6月1日（月）→13:00～17:30

6月2日（火）～6月30日（火）→9:30～17:30（休憩時間 12:00～13:00）

5. 提出書類

重要：提出書類は、申請期間（6月1日(月)以降）に発行された書類のみ受付可能です。

書類は必ず家族センター（本所）に直接お越しの上、ご提出ください。

書類の補完（再提出や追加）が必要な場合は、最大2回までご連絡いたします。

期日までに書類の補完がなされない場合、申請が取り消されることがありますのでご注意ください。

① 申請書式 ※金海市家族センターにて作成

教育活動費支援申請書 各1部

個人情報収集および活用同意書 各1部

② 提出書類

※該当する書類を各自ご準備の上、金海市家族センターへお越しください。

▶ 多文化家族の確認書類（다문화가족 확인 서류）

- 身分証明書

- 外国人登録証 または パスポートの写し（国籍未取得者）

- 住民票（詳細版／ジュミントウンロク・トウンボン）

- 家族関係証明書（詳細）
 - > 結婚移民者が韓国 国籍を取得した場合 = 結婚移民者 본인의 基準で発行
 - > 結婚移民者が韓国 国籍を取得していない場合 = 配偶者（韓国人）の 基準で発行

- ▶ 所得確認に関する書類 ※所得のある世帯員全員、各1部ずつ提出
- 本人名義の「健康保険料納付確認書」が発行できる場合
 - > 健康保険料納付確認書（12ヶ月分）
 - 職場加入者：2025年5月 ~ 2026年4月分
 - 地域加入者：2025年1月 ~ 2025年12月分
- 本人名義の「健康保険料納付確認書」が発行できない場合
 - > 事実証明書（所得がないことの証明）※両親のみ該当
 - > 所得金額証明書（所得がある場合）
- 上記の書類がすべて発行できない場合
 - > 給与明細書、勤労所得源泉徴収票、年金支給明細書、税金申告資料など

- ▶ 該当者のみ提出（해당자만 제출）
- 基本証明書（詳細版）※韓国国籍を取得された方
- 申請委任状 および 法定代理人同意書 ※3親等以内の血族が代理申請する場合
- 婚姻関係証明書（詳細版）※離婚・再婚の場合
- 事実婚姻関係確認書 および 証明資料 ※事実婚の場合
- 除籍証明書 または「学校外青少年」利用確認書 ※学校に通っていない青少年の場合

<FAXでの健康保険料納付確認書の提出方法>

国民健康保険ホームページ ログイン→ 保険料納付確認書 = 보험료 납부확인서を選択（メイン画面）→ 発給用途：納付確認用／韓国語 = 국문／期間選択／健康保険料→ FAX送信

The健康保険 = The건강보험（アプリ）

「The健康保険」アプリをダウンロード→ ログイン→ 保険料納付確認書発給 = 보험료 납부확인서を選択（メイン画面）→ 発給用途：納付確認用／期間選択／健康保険料→ 照会 = 조회→ FAX送信 = 팩스전송→ Fax：055-337-6349→ FAXを送る

電話（1577-1000）

1577-1000へ電話→ 本人確認→ 発給用途：納付確認用 = 납부확인용／期間選択／健康保険料→ FAX発給申請 = 팩스발급신청（Fax：055-337-6349）

6. FAQ

Q．教育活動費を利用できる店舗はどこですか。

A．書店、文房具店、塾、教習所、自習室など、学生の学習支援を目的とした多くのオフライン店舗で利用可能です。

また、利用対象がオフライン店舗と同様であれば、オンライン店舗でも利用できます。

Q．すべての多文化家庭の子どもが申請できますか。

A．韓国国籍を有する7歳～18歳（2008年1月1日～2019年12月31日生まれ）の子どものみが対象となります。

また、教育給付を受給しておらず、基準中位所得100%以下の世帯のみ申請可能です。

Q．教育活動費の支援金額はいくらですか。

A．小学生は40万ウォン、中学生は50万ウォン、高校生は60万ウォンです。

Q．申請手続きの流れはどうなっていますか。

A．ホームページで必要書類を確認→ 必要書類を持参のうえセンター訪問→ 最終対象者選定（金海市）→ 所要期間：90日以内→ 最終対象者へ案内→ ポイント支給（8月末予定）

※所得判定結果および優先選定基準により、対象者として選定されない場合があります。

Q．過去に発行された書類を提出してもいいですか。

A．提出書類は、申請期間（6月1日（月）以降）に発行された書類のみ提出可能です。

Q．教育活動費はいつまで使用できますか。

A．8月末に教育活動費ポイントを支給予定で、11月30日まで使用可能です。

また期間内に使用されなかったポイントは失効となります。

Q．教育活動費はどのように支給されますか。

A．現在お持ちのNH農協カードにポイント形式で支給されます。

受給者本人名義のクレジットカードまたはデビットカードでご利用いただけます。

現在NH農協カードをお持ちでない場合は、新たにカードを発行し、教育活動費を申請のうえご利用ください。

お問い合わせ：055-338-6349, 070-4277-7144